

社会福祉法人桜木会 役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜木会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用弁償を支給する。費用弁償の額は、社会福祉法人桜木会旅費規程の定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 役員の研修会への参加及び他施設等の視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員の報酬については、別表第2に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第6条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

| 役職名 | 報酬の額 |
|--------|-------------|
| 理事長 | 月額 200,000円 |
| 業務執行理事 | 月額 400,000円 |
| 理事 | 月額 100,000円 |

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

| | 報酬の額 |
|----------|------------|
| 評議員会への出席 | 日額 30,000円 |

（2）理事

| | 報酬の額 |
|------------|------------|
| 理事会等会議への出席 | 日額 20,000円 |

（3）監事

| | 報酬の額 |
|-----------|------------|
| 監事監査等への出席 | 日額 20,000円 |